

労基法、罰則規定

<http://www.tome.jimusho.jp/kisokouza/oudann/oudan03.htm>

<p>117条 「5条(強制労働の禁止)の規定に違反した者」</p>	<p>1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金</p>				
<p>118条 「6条(中間搾取の排除)、56条(最低年齢)、63条又は64条の2の規定(坑内労働)に違反した者」 同2項 「70条の規定(職業訓練に関する特例)に基づいて発する厚生労働省令(63条又は64条の2の規定に係る部分に限る)に違反した者」</p>	<p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>				
<p>「119条 次の各号の一に該当するもの者」</p> <table border="1" data-bbox="237 1234 1142 1939"> <tr> <td data-bbox="237 1234 272 1839">1</td> <td data-bbox="272 1234 1142 1839">3条(均等待遇)、4条(男女同一賃金)、7条(公民権行使の保障)、16条(賠償予定の禁止)、17条(前借金相殺の禁止)、18条1項(強制貯金)、19条(解雇制限)、20条(解雇予告)、22条4項(退職時の証明(秘密の記号))、32条(労働時間)、34条(休憩)、35条(休日)、36条1項(ただし書き(時間外・休日労働(坑内労働の延長制限))、37条(割増賃金)、39条(年次有給休暇)、61条(深夜業)、62条(危険有害業務)、64条の3から67条(妊産婦等の就業制限、産前産後、妊産婦の時間外・深夜業制限、育児時間)、72条(職業訓練に関する特例)、75条から77条(療養補償、休業補償、障害補償)、79条(遺族補償)、80条(葬祭料)、94条2項(寄宿舍自治(役員選挙))、96条(寄宿舍の設備及び安全衛生)又は104条2項(報告等)の規定に違反した者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1839 272 1939">2</td> <td data-bbox="272 1839 1142 1939">33条2項(災害時等の時間外労働(代休等の付与命令))、96条の2の2項(附属寄宿舍の工事差止め)又は96条の3の1</td> </tr> </table>	1	3条(均等待遇)、4条(男女同一賃金)、7条(公民権行使の保障)、16条(賠償予定の禁止)、17条(前借金相殺の禁止)、18条1項(強制貯金)、19条(解雇制限)、20条(解雇予告)、22条4項(退職時の証明(秘密の記号))、32条(労働時間)、34条(休憩)、35条(休日)、36条1項(ただし書き(時間外・休日労働(坑内労働の延長制限))、37条(割増賃金)、39条(年次有給休暇)、61条(深夜業)、62条(危険有害業務)、64条の3から67条(妊産婦等の就業制限、産前産後、妊産婦の時間外・深夜業制限、育児時間)、72条(職業訓練に関する特例)、75条から77条(療養補償、休業補償、障害補償)、79条(遺族補償)、80条(葬祭料)、94条2項(寄宿舍自治(役員選挙))、96条(寄宿舍の設備及び安全衛生)又は104条2項(報告等)の規定に違反した者	2	33条2項(災害時等の時間外労働(代休等の付与命令))、96条の2の2項(附属寄宿舍の工事差止め)又は96条の3の1	<p>6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
1	3条(均等待遇)、4条(男女同一賃金)、7条(公民権行使の保障)、16条(賠償予定の禁止)、17条(前借金相殺の禁止)、18条1項(強制貯金)、19条(解雇制限)、20条(解雇予告)、22条4項(退職時の証明(秘密の記号))、32条(労働時間)、34条(休憩)、35条(休日)、36条1項(ただし書き(時間外・休日労働(坑内労働の延長制限))、37条(割増賃金)、39条(年次有給休暇)、61条(深夜業)、62条(危険有害業務)、64条の3から67条(妊産婦等の就業制限、産前産後、妊産婦の時間外・深夜業制限、育児時間)、72条(職業訓練に関する特例)、75条から77条(療養補償、休業補償、障害補償)、79条(遺族補償)、80条(葬祭料)、94条2項(寄宿舍自治(役員選挙))、96条(寄宿舍の設備及び安全衛生)又は104条2項(報告等)の規定に違反した者				
2	33条2項(災害時等の時間外労働(代休等の付与命令))、96条の2の2項(附属寄宿舍の工事差止め)又は96条の3の1				

	項(使用停止)の規定による命令に違反した者	
3	40条(労働時間・休憩の特例)の規定に基づいて発する厚生労働省令に違反した者	
4	70条(職業訓練に関する特例)の規定に基づいて発する厚生労働省令(62条(危険有害業務の就業制限)又は64条の3(妊産婦等の就業制限)の規定に係る部分に限る)に違反した者	
「 120条 次の各号の1に該当する者」		
	14条(契約期間)、15条1項若しくは3項(労働条件の明示と帰郷旅費)、18条7項(強制貯金(貯蓄金の返還))、22条1項から3項(退職者の証明)、23条から27条(金品の返還、賃金の支払、非常時払、休業手当、出来高払制の保障給)、32条の2の2項(1か月単位の変形労働時間制(協定の届出))、32条の4の4項(1年単位の変形労働時間制(協定の届出))及び32条の5の2項と3項(1週間単位の変形労働時間制(労働時間の通知と協定の届出と))、33条1項ただし書(災害等の場合の時間外労働(事後の届出))、38条の2の3項(事業場外労働(協定の届出))、38条の3の2項(専門業務型裁量労働制(協定の届出))、57条から59条(年少者の証明書、未成年者の労働契約)、64条(帰郷旅費)、68条(生理日)、89条(就業規則の作成・届出)、90条1項(過半数労働者からの意見聴取)、91条(制裁規定の制限)、95条1項若しくは2項(寄宿舍規則)、96条の2の1項(附属寄宿舍の工事計画の届出)、105条(労働基準監督官の守秘義務)、100条3項(女性主管局長の守秘義務)又は106条から109条までの規定(法令等の周知、労働者名簿、賃金台帳、記録の保存)に違反した者	30万円以下の罰金
2	70条(職業訓練に関する特例)の規定に基づいて発する厚生労働省令(14条(契約期間)の規定に係る部分に限る)に違反した者	
3	92条2項(法令違反就業規則の変更)又は96条の3の2項(附属寄宿舍の使用停止等)の規定による命令に違反した者	
4	101条(100条3項において準用する場合を含む)の規定によ	

	<p>る労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者</p>	
5	<p>104条の2の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者</p>	
<p>121条(両罰規定) 「この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない」</p>		
<p>労基法と安衛法における両罰規定</p>		
<p>労基法</p>	<p>使用者(法人代表者又は個人事業主を含みその行為について責任と権限を有する者)に違反があれば、行為者として罰せられる 法人又は個人事業主にも罰金が課せられる。 (ただし、違反の防止に必要な措置をした場合は除く) 代表取締役又は個人事業主が違反行為について知っており、かつ防止措置を講じなかった場合、代表取締役又は個人事業主も行為者として罰せられる(懲役もありうる)</p>	
<p>安衛法</p>	<p>法人の代表者、個人事業主や責任ある使用人等に違反があれば、行為者として罰せられる。 事業者(法人又は個人事業主)にも罰金が課せられる。</p>	